

令和6年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第2号）

1 令和6年9月11日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1 番	閑 田 大 祐	2 番	森 若 徹
3 番	渡 辺 年 範	4 番	浜 田 幸 造
5 番	尾 尻 康 二	6 番	進 藤 雅 通
7 番	水 橋 直 行	8 番	森 ル イ
9 番	上 青 木 至	10 番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

8 番	森 ル イ	9 番	上 青 木 至
-----	-------	-----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮 地 丈 彦	書 記	岡 田 愛 子
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷 川 正 芳	副 町 長	小 田 博
教 育 長	佐々木 智 彦	総 務 課 長	坂 田 誠
企 画 課 長	竹 下 良 二	税 務 課 長	平 道 龍 二
住 民 課 長	亀 井 成 美	会 計 課 長	岡 田 貴 美
福 祉 課 長	川 野 義 彦	保 健 衛 生 課 長	川 本 亮 之
地 域 経 営 課 長	三 村 竜 也	建 設 課 長	藤 原 通 伸
下 水 道 課 長	下 川 昇	教 育 課 長	山 本 秀 樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 7 号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

第 2 報告第 8 号 債権の放棄について

第 3 議案第52号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第 4 議案第53号 大崎上島町情報公開条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部
を改正する条例について

- 第 6 議案第 5 5 号 大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5 6 号 大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 7 号 令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 5 8 号 令和 6 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 5 9 号 令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 1 議案第 6 0 号 令和 6 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 6 1 号 令和 6 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 6 2 号 令和 6 年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 6 3 号 令和 6 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 6 4 号 令和 6 年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 認定第 1 号 令和 5 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 2 号 令和 5 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 1 8 認定第 3 号 令和 5 年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 1 9 認定第 4 号 令和 5 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入
歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 5 号 令和 5 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第 2 1 認定第 6 号 令和 5 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 2 2 認定第 7 号 令和 5 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 2 3 認定第 8 号 令和 5 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

第 2 4 認定第 9 号 令和 5 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 5 認定第 1 0 号 令和 5 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 6 認定第 1 1 号 令和 5 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 7 決算特別委員会の設置について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、報告第 7 号令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第 7 号令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度の健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告書の 1 ページをご覧ください。

令和 5 年度健全化判断比率報告書の総括表でございます。

健全化判断比率には、区分欄のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率の 2 指標は、一般会計等の実質収支が黒字のため、該当はございません。また、将来負担比率につきましても、将来負担額を充当可能財源額等が上回っているため、該当はございません。実質公債費比率につきましても、比率が 10.7%で、前年度の 10.2%に比べて数値は増加しましたが、国の定める早期健全化基準の 25.0%と比較いたしましてもおおむね良好な数値にあると認識をいたしております。

しかしながら、どの指標も標準財政規模に対する割合で示しており、算出数値としての

経常一般財源には町税や普通地方交付税が大きな割合を占めているため、国の経済状況や制度改正等により大きく左右されることとなります。今後も、収入の確保に努めるとともに、経費の節減、業務の効率化を図り、採算性の向上を目指した事業運営を行う必要がございます。将来にわたり、その点について十分留意し、より一層の健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告書の6ページ、令和5年度資金不足比率でございますが、資金不足が生じた公営企業はないため、該当はございません。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第8号債権の放棄についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第8号債権の放棄について説明を申し上げます。

本報告は、大崎上島町債権管理条例第13条第1項の規定により町の債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

放棄した債権の内容といたしましては、債権の名称は生活保護法第63条の規定による返還金で、債務者は1人、放棄した債権の金額は4万7,719円、件数は1件でございます。

放棄した主な理由は、債務者の死亡によるものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第52号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第52号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月9日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更を行うものでございます。

主な改正内容は、被保険者証の廃止に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約別表第1中、「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第52号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第53号大崎上島町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第53号大崎上島町情報公開条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

大崎上島町情報公開審査会が諮問をした実施機関から独立した第三者性を有する機関として公正かつ的確な判断を行うことができるようにするため、実効性のある審理を進める上で必要な審査会の調査権限を明確に規定するなど、審査会の調査審議の手續に関し、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 大崎上島町情報公開条例の一部を改正する条例について説明いたします。

主な改正の内容として5点ございますが、1点目は審査会の調査権限です。審査会の調査権限として、インカメラ審査及びボーン・インデックス手法について明記します。インカメラ審査とは、実施機関に審査請求のあった決定に関わる公文書を提示させ、審査会委員が実際に当該公文書を見て審査をすることです。ボーン・インデックス手法とは、非公開とされた部分と当該部分に適用された非公開情報の規定及びその理由等を審査会の指定する方法により分類または整理した資料について諮問実施機関に作成を求めることです。

2点目は、意見の陳述です。審査請求人等に弁明、反論の機会を保障するため、審査会がその必要がないと認める場合を除き、口頭で意見を述べる機会を与えることを定めます。

3点目は、意見書等の提出です。審査請求人等の権利利益を保護するため、審査会に対

し、意見書または資料を提出することができることを定めます。

4点目は、提出資料等の閲覧です。審査請求人等から審査会に提出された意見書または資料の閲覧等を求めることができることを定めます。

5点目は、答申書の送付等です。審査会としての説明責務を果たす観点から、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表することを定めます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） どの程度のものまでなのか。例えば、メモ書きのようなものも資料に該当するのか。これは以前、国会のほうで有名なモリカケ問題ですか、あのときに官僚のメモ書きのようなものまでが資料として要求されたりとか、そんなことがあったんですけども、本来内部で決裁の取れてないような資料というのは資料に該当しないのではないかなと思うんですけど、うちはそれをどこまで適用するつもりでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） メモ書きの資料も一応資料としては該当すると思うんですけども、例えばテープ起こしのテープを取ったものとかも資料に該当すると思いますけれども、それを開示するかどうかというのは、開示できるものなのかどうかというのは審査会において審議してもらおうと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

じゃあ、次なんですけども、最近その情報公開請求が非常に増えてきているということで今回の条例改正になるんだろうと思うんですけども、審査会を開催しなければならないような事案といたしますか、情報公開請求の事案があったんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今回、審査会を2回開催しております。主な諮問の、2回開催したものについては2件の諮問についてですけれども、今回、今年度72件の開示請求がございました。そのうち、今審査請求が約10件ぐらい出てるんですけども、まだ審査

会までは行ってないような状況でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 72件。これは全体ですか、情報公開請求。何かすごい数なんですけど、嫌がらせか何か受けてるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 正当な開示請求書に基づいて行っておりますので、行政としては真摯に回答しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 関連するんですけども、公開される文書というのは公文書に限るのかどうか。公文書の定義もなかなか難しいと思うんですけども、先ほどメモ程度でも公開するかどうかそのときによって判断しますという話なんだけども、基本的には公開条例で公開するのは公文書だけなんですか。その辺は認識しておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 基本的に公文書が大多数を占めますけれども、また個人情報が入っているもの等は黒塗りで消させていただいているような状況でございます。

住民の方が開示を求めているものに対してなるべく回答できるようにやっていきたいと思っていますので、ここまで出してもいいものかどうかというところは、先ほども申しましたけども、審査会のほうで審議させていただいて、そこも出してもいいんじゃないとか、また町長から口頭であったものをメモ書きではないですけども、自分で担当者が書いていたもの等も証拠になるのかどうかというのは審査会のほうで決めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今の結論からいえば、公開するかどうかは全て審査会に付託して、審査会にお任せしますという感覚でいいんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 審査会に出していない開示請求があったものもありますの

で、それは担当者のほうで公文書になるものを黒塗りで出してるものもありますので、悩むようなもの、諮問があったようなものに対しては審査会のほうで判断を委ねているような部分もあります。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 国会で高市早苗さんのときの、総務相のときの文書の問題が大問題になったんで、その辺に関してどこまでが公文書で公文書ゆうのがかなり問題になったんで聞いてみただけなんで。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第53号大崎上島町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正により、各種行政手続の際に住民が提出する書類を省略可能とする等のために行う他機関との情報連携について定められた同法別表第2が廃止され、当該事項が主務省令で規定されたことに伴い、条例法別表第2に関する規定について字句の置き換えを行うものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第55号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第55号大崎上島町国民健康保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、大崎上島町国民健康保険条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険法第127条第1項第1号から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることに鑑み、関係規定の一部を削除するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これは過料の請求が削られるということなんですけど、具体的にどういうことなのか、中身を教えてもらえますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答えをいたします。

現行の法律では、国民健康保険法第127条に保険証を返還しない、応じない者に対し

まして10万円以下の過料ということでございますけれども、このたび保険証が廃止になりましてマイナンバーカード等で対応になります。その際にマイナンバーカードを持っていない方に対しては資格確認書を配るんですけれども、こちらに関して、資格確認書についてはマイナンバーカードを持っていない方に配る予定になっています。仮に、その資格確認書をうちが返却してくださいということに対して返却しない場合については、国民健康保険法ではいわゆる罰則を設定しないと、規則でこれから対応していくということを聞いておりますので。

まだその内容については国のほうが示しをしてないので、国のほうが罰則等を、規則を定めて、それに準じて町も規則においてその罰則を設定していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。今回の個人番号カード、マイナンバーカードに保険証が切り替えられるというのはマイナンバーカードの利用促進という面もある反面で、従来の保険証の不正利用の防止という観点もあったと思うんです。

マイナンバーカード、マイナ保険証の運用はまだ始まってないですね。その段階で先に条例だけ削ってしまうっていうのはどうなんかなと。その運用が始まってからでこれはいいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） こちらにつきましては、国の法律も改正に伴いまして、まず先行して国が削る部分について町も準じて削っていくと。またあわせて、罰則等については、規則をもうしばらくで国のほうが提示してくると思いますけれども、そちらに準じて、国に従って罰則のほうについても町が規則で定めるというような方向性で今考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 趣旨は分かるんですけども、それは即時対応していきなきゃいけないものなのか。後追いででも、例えば次の定例会のところででもいいんじゃないかなと思ったりしたんですけど。というのが、結局、不正利用の温床になっているからきちっとしましよって言うところに抜け穴的なものをもう一遍つくってしまうっていうのもどうなんかなと思うんですけどね。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） こちらの法律につきましては令和6年12月2日に施行

が決まりましたので、今回９月定例議会のほうであらかじめ条例の改正をお願いしたところでございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第５５号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５５号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第７、議案第５６号大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第５６号大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことにより、公営住宅の入居収入基準については事業主体が条例で定めることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第６条第１項中、「ある者」の次に「として規則で定める者」を加え、「にあつては第３号」を「でその災害の発生した日から起算して３年を経過していないも

の又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号」に改め、同項第1号中、「第14条において同じ」を「以下「同居親族」という」に改め、同項第2号を「その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める金額を超えないこと。ア 入居者又は同居者が身体障害者であつて規定で定める者である場合 その他規則で定める場合 令第6条第1項に規定する金額以下で、町長が定める金額 イ アに掲げる場合以外の場合 令第6条第2項に規定する金額以下で、町長が定める金額」に改め、第6条第2項、第3項を削り、第13条中、「同居した親族」を「同居親族」に改める。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第56号大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第57号令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第57号令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,334万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,516万4,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、職員の配置替え等に伴う人件費の調整、定額減税調整給付金に要する事業費について追加計上を行うとともに、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものです。

第2表債務負担行為の補正では、人事給与関連システム導入・運用事業の追加を、第3表地方債補正では事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、地方特例交付金、地方交付税、国庫及び県支出金、その他の特定財源を計上するとともに、繰越金を予算化し、基金繰入金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の5ページ目をお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正では、人事給与関連システム導入・運用事業の委託料と利用料を追加計上しております。

6ページ目をお願いします。

第3表地方債補正では、発行額の確定、事業費等の追加に伴い限度額の調整等を行いましたので、起債の限度額について2事業総額で187万7,000円の増額を行っております。

10ページ目をお願いします。

歳入予算ですが、地方特例交付金では交付金の決定に伴い2,272万2,000円の増額を、地方交付税では交付額の決定に伴い普通交付税2,501万8,000円の減額を計上しております。

次に、国庫支出金ですが、国庫補助金の民生費国庫補助金では子ども・子育て支援事業

補助金 6 9 2 万 7, 0 0 0 円の追加を、1 1 ページ目をお願いいたします、衛生費国庫補助金では新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金 2, 2 0 6 万 1, 0 0 0 円の追加を計上しております。

次に、県支出金ですが、県負担金の広島県移譲事務交付金では額の決定に伴い土木建築公共事業移譲交付金 1 8 0 万円等の追加を、県補助金の民生費県補助金では地域医療介護総合確保事業補助金 4 4 7 万 6, 0 0 0 円の追加を、繰入金ですが、特別会計繰入金の介護保険事業特別会計繰入金では令和 5 年度事業費確定に伴う精算繰戻し分として介護保険事業特別会計繰入金 2, 2 0 7 万 6, 0 0 0 円の新たな計上を、基金繰入金では、1 2 ページ目をお願いいたします、歳入歳出予算の均衡を図るため財政調整基金繰入金 1 億 4 3 6 万 8, 0 0 0 円の減額を計上しております。

次に、繰越金ですが、前年度からの繰越額の確定に伴い、歳入額と予算計上済額との差額 1 億 8, 0 2 3 万円を追加計上しております。

次に、町債ですが、総務債では発行可能額の確定に伴い臨時財政対策債 8 2 万 3, 0 0 0 円の減額を、土木債の都市計画債では下水道整備事業補助金 2 7 0 万円を追加計上しております。

1 3 ページ目をお願いいたします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり人事異動確定等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の企画費に、1 4 ページ目をお願いいたします、第 5 次 L G W A N アクセス回線提供料として情報化推進事業費に 2 0 4 万 8, 0 0 0 円を、地域活性化起業人派遣費用として D X 推進事業に 5 6 0 万円の追加を、基金では財政調整基金積立金 9, 1 0 0 万円の追加計上をしております。

1 5 ページ目をお願いいたします。

民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費に定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付見込額の確定により定額減税調整給付金に 4, 5 3 8 万 9, 0 0 0 円の追加を、障害者福祉費では放課後等デイサービス管理運営費に 3 7 5 万 2, 0 0 0 円の追加を、前年度の給付費負担金精算に伴う返還金として介護給付訓練等給付費に 2 0 6 万 2, 0 0 0 円の追加を、1 6 ページ目をお願いいたします、高齢者福祉費では介護等職員の宿舍施設整備事業費増額分として地域医療介護総合確保事業に 4 4 7 万 6, 0 0 0 円の追加を、シルバー人材センター事業開始に伴う準備費用としてシルバー人材センター事業に 4

９６万円を追加計上しております。

１７ページ目をお願いいたします。

後期高齢者医療費では、前年度後期高齢者療養給付費の確定に伴う追加請求分として療養給付費負担金３９４万６，０００円の追加等を、児童福祉費の児童福祉総務費に前年度の子ども・子育て支援交付金精算に伴う返還金として児童福祉諸費に１３３万円の追加計上をしております。

１８ページ目をお願いいたします。

衛生費では、保健衛生費の予防費に新型コロナウイルス予防接種委託料の増額分として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に１，７２６万２，０００円の追加を計上しております。

２０ページ目をお願いいたします。

土木費では、道路橋梁費の、２１ページ目をお願いいたします、道路維持費に移譲交付金の交付決定に伴い県道維持管理費に１６０万円の追加を、消防費では消防費の消防防災施設費に防災行政無線屋外子局移設工事として防災無線等維持管理費に３４６万５，０００円の追加を計上しております。

２２ページ目をお願いいたします。

教育費では、社会教育費の社会教育総務費に放課後子ども教室入退室管理システム導入のため、放課後子どもプラン推進費２０万８，０００円を新たに計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は３回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

閑田議員はいいんですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第５７号令和６年度大崎上島町一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５７号は原案のとおり決定されました。

閑田議員。

○１番（閑田大祐君） 喉がしんどそうなので、休憩を取ってから喉あめでもなめたらどうですか。

○議長（信谷俊樹君） もうちょっとだけやらせてください。

○議長（信谷俊樹君） 日程第９、議案第５８号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第５８号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ３，７９９万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億１，０３７万３，０００円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金５６万２，０００円、国庫補助金１万４，０００円を減額計上、県支出金１６６万１，０００円、繰越金３，６９１万３，０００円を追加計上し、歳出予算では実績見込み等に伴い、総務費５６万３，０００円の減額計上、保険給付費１６４万６，０００円、基金積立金３，６９１万５，０００円の追加計上をしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第５８号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５８号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

１０時から再開いたします。

午前 ９時４４分 休憩

午前１０時００分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１０、議案第５９号令和６年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第５９号令和６年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ

6, 511万2, 000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1, 448万円と定めるものとございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰越金6, 806万円を予算化し、歳出予算では前年度決算に伴い基金積立金3, 362万円、国庫支出金等の精算に伴い償還金1, 236万7, 000円、一般会計からの繰入金の精算に伴い他会計繰出金2, 207万6, 000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第59号令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第60号令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第60号令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別

会計補正予算（第１号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ７２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１，０８１万４，０００円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では事務費等繰入金１０３万４，０００円、保険基盤安定繰入金１００万円を減額計上、前年度繰越金２７４万２，０００円を追加計上し、歳出予算では県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき広域連合納付金７２万８，０００円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第６０号令和６年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６０号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１２、議案第６１号令和６年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第61号令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額に変更はありません。

補正予算の内容は、歳入予算では前年度繰越金の確定により、繰越金34万2,000円を増額し、繰入金34万2,000円を減額したものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第61号令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第62号令和6年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第62号令和6年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算

(第1号)について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町漁港管理特別会計予算の総額に変更はありません。

補正予算の内容は、歳入予算では前年度繰越金の確定により、繰越金17万8,000円を増額し、繰入金17万8,000円を減額したものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第62号令和6年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第63号令和6年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第63号令和6年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ27

2万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億695万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、繰入れ予算では繰越金49万2,000円を予算化し、県支出金403万円の減額と繰入金81万4,000円の増額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、運航費用では船舶職員人件費165万2,000円の減額を、営業費用では事務職員人件費107万2,000円の減額をそれぞれ計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 歳入で離島航路県補助金403万円減額、この理由を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

この県の予算というのは交通事業特別会計、さざなみの歳入歳出の赤字の補填ということで県から頂いているものでございます。前年度の予定を見て予算化しているものでございますけれども、決定通知を受けたのがこのたびでございまして、その決定通知は予定との差が403万円あったもので補正させていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 県が補助金を渋ってきているということですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 渋ってきているというのは違います。さざなみの歳入歳出の金額を見て、国費なり県費を頂いております。

○1番（閑田大祐君） まあええわ。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第63号令和6年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第64号令和6年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第64号令和6年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的支出の予定額において、下水道事業費用を3億8,449万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、職員1名増に伴う給料等395万6,000円、処理場費に汚泥運搬業務委託費など89万4,000円の追加を計上し、資本的収入では企業債280万円を追加計上し、資本的支出では管路建設改良に工事請負費444万5,000円を、処理場建設改良費に工事請負費679万2,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第64号令和6年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

日程第16、認定第1号令和5年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第26、認定第11号令和5年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定についてを一括上程することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。認定第1号から認定第11号まで一括上程させていただきます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 認定第1号から認定第11号、令和5年度大崎上島町一般会計、特別会計の決算について認定を求めることについて提案説明を申し上げます。

本決算認定は、認定第1号から認定第11号まで、令和5年度一般会計外10特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

認定第1号から認定第11号まで、いずれの会計も実質収支は黒字となっております。一般会計につきましては、海底光ケーブル整備に伴う地域情報化推進事業や垂水排水機場改修工事の事業完了等による減額が広島中央環境衛生組合負担金やコミュニティーバス運

行事業の増額要因を上回ったことにより、歳出決算規模といたしましては総額で前年度と比較して約1億9,900万円、2.5%の減額決算となっております。

令和5年度は、物価高騰による物件費や道路維持等による維持管理費の一般財源による経費が増えたことにより、財政調整基金から2億5,000万円の取崩しを実施しました。財源の不足を多額の繰入金により補わざるを得ない状況になっておりますので、今後ますます慎重な財政運営を行う必要があると認識いたしております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、公共下水道事業等のいずれの特別会計につきましても事業運営が大変厳しい時期を迎えており、一般会計と同様に慎重な財政運営を行う必要があると考えております。特に3つの下水道事業については、令和6年度から公共下水、農業集落排水の統合と漁業集落排水を含めた公営企業会計の適用により、適切な経営に努めてまいります。

普通会計ベースの財政指標につきましては前年度と比較いたしましてもおおむね良好な状況ですが、先ほど申し上げましたように、慎重な財政運営を行う必要があることに変わりはないと考えております。今後は、より一層の財政基盤の健全化を図りながら、各種施策の積極的かつ着実な執行に努めてまいります。

決算書には、監査委員の意見書、その他主要施策の成果等、政令で定める書類を併せて提出しております。

以上でございます。慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

令和5年度の主要施策の成果に関する説明書が添付されていますが、担当課からの説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議はないようなので、省略させていただきます。

続いて、澤田武義代表監査委員から、令和5年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書について報告を求めます。

澤田代表監査、前段にお願いします。

○代表監査委員（澤田武義君） それでは、令和5年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見について報告いたします。

報告書の1ページからになりますが、審査の対象、審査の期間、それから審査の方法に

については記載のとおりでございます。

審査の結果について、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成され、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認めた。また、基金の運用状況に関する調書についても計数は正確であり、運用状況は適切であると認めた。

なお、一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況の概要は意見書の3ページから68ページに記載し、72ページ以降に審査資料を添付しておりますが、詳細は省略させていただき、69ページからの「むすび」、そして意見を記載しておりますので、これを簡潔に読み上げ、報告とさせていただきます。

69ページでございます。

決算の状況についてはる記載しておりますが、かいつまんでの説明をしますと、令和5年度の決算の状況は、財政の視点から大まかに表現しますと、歳入において地方交付税、国庫支出金が大幅に減少した中で、前期繰越金と繰入金の増額で歳入歳出のバランスを確保した決算となっていると言えます。そして、形式収支、実質収支、単年度収支はいずれも前年比で減少しております。

また、財政指標では、1を超えるほど財源に余裕があるとされる令和5年度の財政力指数は0.29で、前年度と比べて0.02下回り、また比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされる経常収支比率は93.8%で、前年度と比べて8.2%上回っております。当町の財政課題が数字として、あるいは数値として表れ見えてきた今年度の決算であったように思います。今年度以降、それらの推移を注意深く見守っていく必要があります。

そういった決算を背景にした意見を申し上げます。

令和5年度は、国によるコロナ感染症の位置づけが2類から5類に移行したことに伴い、社会はコロナ後の社会経済へと大きく転換を始め、また現在は被害をもたらす自然災害の発生や、暮らしに直結する諸物価が大きく変動する環境の中での1年でした。住民の日常生活を支え、命と暮らしを守っていく行政の使命を、工夫を重ねながら持ち場の役割を地道に果たしてこられた皆さんにまずもって心から敬意を表したいと思います。

収入未済について、債権確保対策委員会において一体的な取組が進められているところでありますが、昨年度に続き、僅かではありますが、増加しております。当期の収入未済

額は、当町の予算規模に対しても、他市町との比較においても課題であることを再認識し、現年度滞納の防止、滞納繰越しの回収、滞納整理等手続において一段の取組を要望します。

不用額について、今年度は全会計の合計予算現額約１２５億円に対し１１．３億円が不用額として計上され、予算現額の９．１％を占めています。急増した前年度と同等となっており、改善されていません。様々な事情があるにせよ、適正な予算管理をしているとは言い難く、緻密な予算管理の実現に具体的な是正措置を講じてください。

各種事業の執行について、補助事業、指定管理委託事業等々において、その事業でもくろんだ目的や上げるべき成果を得ているか、その成果は導入した費用に見合っているかといった事業の効果が確認されないまま継続されている事業が多く見受けられます。事業の継続、推進に当たっては事業運営の原則に立ち返り、事業プロセスも効率性を求めながらより確かな成果を上げてください。

条例、施行規則等の適用、運用について、条例、施行規則の規定を満たさない運用が見られます。本来、条例、規則は行政職員の事務の源泉であり、ガイドラインであると同時に、事業目的をよりの確に、安全に実現するための支援措置であることを再認識し、全ての部署において担当事業に関わる条例、規則を総点検し、不適格部分については是正、改善を行ってください。

大崎上島町は、平成１５年、２００３年の発足からちょうど２０年の節目を迎えました。その間に人口は、発足時の２００３年４月末の人口９，８５９人から今年の４月末の人口６，８８７人に３０．１％減少しています。予算規模は、２００３年度の１５５億円から２０２３年度１１４億円に２６．６％縮小しています。当町では、高齢者数がピークアウトしつつある一方で、いわゆる過疎化と少子化が進行し、人口減少による影響が様々な分野で目立つようになりました。今年の決算審査の過程で改めて意識させられたことは、公の施設の活用、利用度の低下、地域行事の縮小や減少、児童・生徒、そして幼児の減少、さらには各種の事業や活動の担い手不足、求人への応募人材の不足等々、人口減少に起因する事象でした。

今後の人口を６，０００人規模、あるいは長期的に５，０００人規模の町としてビジョンするときに、人口９，０００人や８，０００人規模だったかつての時代を振り返り、その時代の需要を財政力で支えて整備されてきた施設や仕組み、各種事業について、現在のありようの中に課題を見いだし、それを見直し、改善はもとより統合や廃止を視野に入れ

たゼロベースでの改革を行い、目指すべき町の形に見合う再構築が必要と思います。

今、当町が向き合うべき課題に限りある財政力で取り組んでいくには、前提として従来の事業に組み込まれている資源、財源等、人材をリリースし、今日の課題対応と未来への投資として活用していくことが望まれます。住民の命と暮らしを守るという使命を担う行政として、町が直面する課題に対し、蓄積されてきた知見と対応力、指導力を発揮され、町の進むべき方向を指し示し、町民と意識を通わせながら財源を含めて計画的な取組を進められるよう期待します。

以上、令和5年度決算審査意見書について、簡単ではありますが、報告させていただきました。今年度の監査委員は、私と議会選任の浜田幸造氏でした。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで決算意見書の説明を終わります。

なお、質疑については事前に通告されるよう通知しておりましたが、通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま上程いたしております認定第1号から認定第11号までを、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託します。

なお、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、申し添えておきます。

決算特別委員会の委員の選出については、大崎上島町議会委員会条例第8条第4項の規定により、渡辺年範議員、森 ルイ議員、森若 巖議員、尾尻康二議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に尾尻康二議員、副委員長に森 ルイ議員が決定しています。

決算特別委員会の設置が整いましたので、令和5年度歳入歳出決算認定を決算特別委員会に付託いたします。9月12日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

決算認定の審査のため、９月１２日から１７日間の６日間休会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、９月１２日から９月１７日までの６日間を休会することと決定しました。

決算特別委員会の皆様にはご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。本日はこれをもって延会とし、次回は９月１８日９時から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前１０時３５分 延会